

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

三五

### 告 示

- 福島県議会定例会を招集する件 三五
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 三五
- 県外の区域から家畜の移入を禁止する件 三五
- 漁船損害等補償法第百十二条第一 三五

## 規 則

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月一日

福島県規則第四十三号

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福島県屋外広告物条例施行規則(昭和六十一年福島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

福島県知事 佐藤 雄 平

別表第一の一の表一般国道二二二号の項中

南会津郡下郷町大字湯野 上字大道通り五二二番一 地先	南会津郡下 字頓平五七 (会津線)
----------------------------------	-------------------------

項の規定による同意を求めため届出があった件 三五

○地籍調査に関する事業計画を定めた件 三五

○保安林等の皆伐面積の残存許容限度を公表する件 三五

### 公 告

○肥料を登録した件 三五

○肥料の登録の有効期間を更新した件 三五

○肥料の登録が失効した件 三五

○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三五

○落札者を決定した件 三五

郷町大字豊成  
三四番二地先  
刈合跨道橋

を

南会津郡下郷町大字湯野  
上字大道通り五二二番一  
地先  
(国道二一八号交差点)

南会津郡下郷町大字豊成  
字頓平五七三四番一  
地先  
(会津線刈合跨道橋)

に改め、

喜多方市塩川町遠田字東  
谷地五番地先  
(塩川インターチェンジ  
入口)

河沼郡湯川村大字箆川字  
中谷地五番一  
地先  
(湯川北インターチェン  
ジ出口)

同表県道矢吹小野線の項中

石川郡玉川村大字吉字中  
下一六四番一  
地先  
(福島空港インターチェ  
ンジ出口)

を

石川郡石川町大字母  
牛沼一六七番八  
地先  
(石川母畑インター  
ンジ出口)

畑字

チェ

に、

石川郡平田村大字上蓬田  
字古屋敷八五番地先  
(平田インターチェンジ  
入口)

を

石川郡平田村大字下蓬田  
字空釜四七六番地先  
(蓬田パーキングエリア)

に改

める。

別表第二の一の表一般国道二二二号の項中

喜多方市松山町鳥見山字  
三百刈五六七番一  
地先  
(県道日中喜多方線交差  
点)

喜多方市市字  
喜多方市市字上江三三四五  
番四地先  
(国道四五九号交差点)

上江三三四五

九号交差点

を

喜多方市松山町鳥見山字  
三百刈五六七番一  
地先  
(県道日中喜多方線交差  
点)

喜多方市市字上江三三四五  
番四地先  
(国道四五九号交差点)

に改め、

喜多方市塩川町遠田字東

河沼郡湯川村大字箆川字

(国道二一八号交差点)

谷地五番地先  
(塩川インターチェンジ  
入口)

中谷地五番一地先  
(湯川北インターチェン  
ジ出口)

同表県道矢吹小野線の項中

石川郡玉川村大字吉字中  
下一六四番一地先  
(福島空港インターチェ  
ンジ出口)

石川郡石川町大字母  
牛沼一六七番八地先  
(石川母畑インター  
ンジ出口)

畑字  
チェ

石川郡平田村大字上蓬田  
字古屋敷八五番地先  
(平田インターチェン  
ジ入口)

石川郡平田村大字下蓬田  
字空釜四七六番地先  
(蓬田パーキングエリア)

める。  
附則  
この規則は、平成二十二年八月一日から施行する。

(都市計画課)

### 告 示

福島県告示第三百七十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百一条第一項の規定により、福島県議  
会定例会を平成二十二年六月十五日福島市に招集する。

平成二十二年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平  
(総務課)

福島県告示第三百七十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一  
項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十  
二年六月一日から同年七月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、  
福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課  
市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダルマドラッグ福島笹谷店 福島県福島市笹谷字出水上二番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一  
項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十  
二年六月一日から同年七月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、  
福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振  
興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
中町再開発ビル 福島県郡山市中町七番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百八十号

口蹄疫のまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福  
島県規則第四十七号)第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜等の種  
類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。

平成二十二年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 移入を禁止する家畜等の種類  
牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにそれらの死体又は家畜伝染  
病の病原体を広げるおそれがある物品
- 二 移入を禁止する県外の区域

1 宮崎県内の次に掲げる区域

- (一) 東臼杵郡美郷町西郷区田代の一部(アマリ、上南郷、藪の越、草木、荒平、下  
ヤカエ上園、下ヤカエ、下ヤカエ向園、下ヤカエトノ下、笹ノ本、大権、穴の内、  
丸シゲ谷、榎ノ谷、曾谷原、小田、下鶴、巖島、元越、小曾木、小川ノ吐、池ノ  
上、ビハノ首、笹ノ崎、柳ノ谷、ドラベタ及び中山谷)
- (二) 東臼杵郡門川町のうち大字川内の一部(ニクシ、猪ノ内、山中、赤木谷、今別  
府、土々呂平、仁王平、元仁田、奥野、長原、前田、開田、相原、江子、赤木、  
論田、甲ノ口、松ヶ原、名子、入谷、土々呂下、竹ノ下、鶴ノ前、総図、尾畑、  
壱本松、板筒野、宇登木股、芹ノ谷、鳶ノ木、清水谷、小谷、上ノ鶴、コモ原田、

幸谷、下谷、宇野平、上水流、柳崎、笠原、前谷、鉢畝割、大内原、松ヶ谷、池田、北ノ内、阿弥陀ヶ窪、水越、丸口、大池沖水流、大池中水流、上大池、下大池、中の内、鳶の巣、中水流、樋ノ本、藤佐工内塚、上藪及び松ヶ平）、大字門川尾末の一部（下宮川内、宮ノ脇、宮ノ前、岡ノ前、上柳ノ瀬、鐘突、柳ノ瀬、分蔵、分蔵上中須、分蔵下中須、小堤、宮田、寺田、土有、平田、落郷、中新地、尾ノ宮、城山、城屋敷、田測、藤助迫、兎田、大久保、平野、花畑、土橋、軍野、須田ノ木、深坪、清水越、雨包、古城、アゼ地、其田、峠ノ本、室ヶ屋敷、小野田、今別府、竹ノ内、大将軍西、中屋敷、新城、山野尻、岩崎、塩坪、萩ノ下及び久保）、本町、中須、上ノ町、南ヶ丘及び南町

(三) 日向市大字富高の一部（汐谷崎、中原、小松崎、岩崎、新開、釜蓋、川添、横道、塚本、永菖蒲、上切畑、下切畑、上鷹巣、下鷹巣、太田、黒象、釜八重及び春町を除く。）

(畜産課)

福島県告示第三百八十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があつた。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
    - 双葉郡浪江町大字請戸字雷五十二番地 叶 谷 守 久
    - 同 郡同 町大字請戸字川原二十九番地の二 高 野 一 郎
    - 南相馬市小高区浦尻字町九番地の二 森 田 政 利
  - 2 加入区の名称
    - 請戸加入区
  - 3 漁船損害等補償法百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
    - 相馬双葉漁業協同組合
- 二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所
- 1 縦覧の期間
    - 平成二十二年六月一日から同年六月十五日まで
  - 2 縦覧の場所
    - 相馬市尾浜字追川百九十六番地 相馬双葉漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第三百八十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二

十二年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。  
平成二十二年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
福島市	大波第二 大波第三	平成二十三年三月二日
会津若松市	神指町第六	同
郡山市	福良南郷第三 福良南郷第四 田母神第五	同
いわき市	上永井B 旅人H 上桶売C 大平G	同
白河市	立石山 天神町	同
須賀川市	江花第五 滝第三	同
喜多方市	磐見第九	同
伊達市	梁川第六 梁川第七 堰本第八 堰本第九 堰本第十 石田第八 石田第九 石田第十	同
伊達郡国見町	泉田第六 小坂第五 徳江第二 徳江第三	同
岩瀬郡天栄村	牧本第十九 牧本第二十	同
南会津郡下郷町	芦ノ原第二 芦ノ原第三	同
同 郡南会津町	高野第二 高野第三 舘岩第二三	同
耶麻郡北塩原村	大塩第四	同
同 郡西会津町	上野尻第四 上野尻第五	同

河沼郡湯川村	勝常 下樽川	同
同 郡柳津町	細八第二二	同
大沼郡会津美里町	沢田	同
東白川郡塙町	板庭二 中塚一	同
同 郡鮫川村	大戸中第二 大戸中第三	同

(農村計画課)

福島県告示第三百八十三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十二年において許可すべき同一の単位とされる保安林等の皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。

平成二十二年六月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

平成二十二年年度皆伐面積の残存許容限度(単位 ヘクタール)

同一の単位とされる保安林等の名称

残存許容限度

- 宇多川水源かん養保安林 八四・九八
- 宇多川土砂流出防備保安林 三九・九〇
- 宇多川干害防備保安林 〇・四八
- 新田川水源かん養保安林 二八〇・四八
- 新田川土砂流出防備保安林 一一一・八三
- 新田川干害防備保安林 五・〇〇
- 請戸川水源かん養保安林 二七二・九二
- 請戸川土砂流出防備保安林 一二五・三四
- 請戸川土砂崩壊防備保安林 〇・〇四
- 請戸川干害防備保安林 四・二二
- 木戸川水源かん養保安林 四四五・五七
- 木戸川土砂流出防備保安林 九六・三二
- 木戸川防風保安林 一・七六
- 夏井川下流水源かん養保安林 五二二・九四
- 夏井川下流土砂流出防備保安林 一二九・七八
- 夏井川下流干害防備保安林 八・五四
- 鮫川下流水源かん養保安林 三四〇・五七
- 鮫川下流土砂流出防備保安林 二九・五〇

- 福島北東地区水源かん養保安林 四〇〇・七一
- 福島北東地区土砂流出防備保安林 一五六・四八
- 福島北東地区干害防備保安林 〇・九二
- 福島南西地区水源かん養保安林 一七六・九九
- 福島南西地区土砂流出防備保安林 三八・二四
- 福島南西地区土砂崩壊防備保安林 五九九・六八
- 郡山地区水源かん養保安林 二五・五九
- 郡山地区土砂流出防備保安林 五・九二
- 郡山地区干害防備保安林 〇・一二
- 郡山地区水害防備保安林 四〇・五九
- 夏井川上流水源かん養保安林 七・七八
- 夏井川上流土砂流出防備保安林 二・九四
- 夏井川上流干害防備保安林 二・九四
- 阿武隈川上流水源かん養保安林 三五九・六七
- 阿武隈川上流土砂流出防備保安林 三五・九四
- 石川地区水源かん養保安林 〇・七二
- 石川地区土砂流出防備保安林 一・二四
- 石川地区干害防備保安林 一・五五
- 鮫川上流水源かん養保安林 一・〇〇
- 鮫川上流土砂流出防備保安林 一五・七〇
- 鮫川上流干害防備保安林 三・二〇
- 久慈川水源かん養保安林 一五五・一六
- 久慈川土砂流出防備保安林 九七・一二
- 久慈川干害防備保安林 〇・四四
- 猪苗代地区水源かん養保安林 三五三・四四
- 猪苗代地区土砂流出防備保安林 八二・九二
- 松原地区水源かん養保安林 二五七・四八
- 松原地区土砂流出防備保安林 〇・五四
- 濁川水源かん養保安林 五三九・八八
- 濁川土砂流出防備保安林 四三・七四
- 濁川干害防備保安林 〇・六二
- 阿賀川下流水源かん養保安林 二二七・九六
- 阿賀川下流土砂流出防備保安林 九七・五六
- 阿賀川下流干害防備保安林 五・九〇
- 阿賀川中流水源かん養保安林 六八八・二八
- 阿賀川中流土砂流出防備保安林 一一五・六四
- 阿賀川中流防風保安林 〇・〇四
- 阿賀川中流干害防備保安林 一・一六
- 只見川下流水源かん養保安林 七四五・八〇
- 只見川下流土砂流出防備保安林 一三四・四二

只見川下流干害防備保安林 一・一八  
 阿賀川上流水源かん養保安林 一、〇八九・四五  
 阿賀川上流土砂流出防備保安林 五〇七・四二  
 只見川上流水源かん養保安林 一、六六九・二三  
 只見川上流土砂流出防備保安林 二四九・三三  
 只見川上流干害防備保安林 五・七六  
 浜通り地区保健保安林 二九・四二  
 中通り地区保健保安林 八・二五  
 会津地区保健保安林 九八・八八

(治山対策課)

公 告

公告第二百三十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

平成二十二年六月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)		その他の規格	氏名又は名称	住所	登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量				
835	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料52	5.0	2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	片倉チツカリン株式会社	東京都千代田区九段北一丁目13番5号	平成25年4月29日

(農業総合センター)

公告第二百三十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十二年六月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	アモニア				
721	炭酸カルシウム肥料	炭酸カルシウム肥料	—	—	53.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	福島石灰株式会社	東京都文京区向丘二丁目8番14号	平成28年5月6日
757	炭酸カルシウム肥料	炭酸カルシウム肥料	—	—	53.0	同上	日東粉化工業株式会社	大阪府大阪市西淀川区佃七丁目2番12号	平成28年5月13日
772	副産石灰肥料	副産石灰	—	—	50.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	キュータービゴ株式会社	東京都調布市仙川町二丁目5番地	平成28年5月14日
816	混合有機質肥料	混合有機質肥料 540 特号	5.0	4.0	—	同上	片倉チツカリン株式会社	東京都千代田区九段北一丁目13番5号	平成25年5月27日

(農業総合センター)

公告第二百三十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定により、次の登録は失効した。

平成二十二年六月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	(%)		その他の 規格	氏名又 は名称	住 所	発 行 日
			窒素 全量	加里 全量				
783	たばこく ず肥料粉 末	J T 肥料 (すかが わ)	2.0	5.0	その他の制 限事項は、 公的規格の とおり	日本た ばこ産 業株式 会社	東京都港区 虎ノ門二丁 目2番1号	平成22年 3月31日

(農業総合センター)

公告第二百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、新地町から相馬都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する図書
- 総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
- 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）

公告第234号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年6月1日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- 福島県全戸配布広報誌「うつくしまゆめだより」の印刷製本業務 43,200,000ページ（年4回総ページ数64ページ 1回当たり675,000部）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
- 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
- 平成22年5月11日
- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社ル・プロジェ 福島県郡山市字下亀田17番地の7

5 落札金額

1ページ当たり0.42円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）

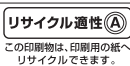
6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成22年3月30日

(入札用度課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福 島 県  
印刷所 株式会社 第一 印刷